

運用基本方針

名古屋薬業企業年金基金

名古屋薬業企業年金基金（以下「当基金」という。）の年金給付等積立金（以下「年金資産」という。）の運用にあたり、以下の基本方針を定める。本運用基本方針並びに運用ガイドラインに基づき、年金資産の管理又は運用を委託された運用受託機関は、その役割及び協議の上定められたリスクの範囲内で、期待される投資収益率の実現を目指して年金資産の管理運用を行うものとする。

1. 運用目的

当基金の年金資産の運用にあたっては、当基金の基金規約に規定した年金及び一時金に係る給付を将来にわたり確実にを行うため、基金の成熟度や加入事業所の財政状況、中期的な下振れリスクに留意し、許容可能なリスクのもとで長期運用との整合性に配慮しながら、リスク全般（価格変動や流動性等の運用リスクに加え、運用受託機関等の運用体制、管理態勢や事業経営に起因するリスクを含む）の管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を確保することを目的とする。

2. 運用目標

上記運用目的を達成し、将来にわたる基金制度の健全運営のため、当基金が目標とする期待収益率は、当基金の財政計算で使用する予定利率に運用報酬等の運営コストを加味した水準とし、この水準を長期的に上回ることを運用目標とする。

3. 資産運用検討部会

当基金は、運用基本方針や政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という。）の策定及び見直し、運用受託機関の選任・評価等に関し、理事会や代議員会における意思決定にあたり、参考意見を聴取することを目的として、資産運用検討部会を設置する。資産運用検討部会は、理事、代議員の中から理事長が選任する者で構成するものとする。また、資産運用検討部会の議事については記録にとどめて保存するものとし、常務理事は、当該議事の概要について直近の代議員会に報告しなければならない。

4. 資産構成

運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の期待収益率の予測に加え標準偏差と相関係数を考慮した上で、将来にわたり最適な組み合わせである政策アセットミックスを別紙の通り策定し、これに基づく資産配分を長期にわたり維持するよう努めるものとする。この政策アセットミックスは、当基金の成熟度及び財政状況等を勘案のうえ、3年～5年の中長期的観点から策定し、必要に応じて見直しを行う。なお、策定にあたっては専門的知識及び経験を有する者から意見を聴取するものとする。

5. 資産運用における留意事項

(1) リスク管理における基本的な考え方

当基金の将来にわたる負債特性等を勘案した許容可能なリスクの範囲内で、リスクリターン特性の異なる複数の投資対象に分散投資することを基本とし、政策アセットミックスを運用及びリスク管理における中心的位置付けとする。

① 資産全体としてのリスク管理

政策アセットミックスは、一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するように努め、安全かつ効率的なものになるように、客観的かつ合理的な方法に基づき、将来にわたる当基金の負債特性（債務の変動性や収支予測等）、及び投資対象とする資産の特性を勘案して総合的に策定するものとする。

この政策アセットミックスは、以下に掲げる事象の発生が認められ、変更することが妥当と判断される以外は、長期的に維持するものとする。

- ・ 制度が変更された場合。
- ・ 想定する基礎率等に大幅な乖離が生じた場合。
- ・ 構造変化等、想定する市場環境に重大な変化が生じた場合。

また、市場時価の変動等により一時的に資産構成割合が政策アセットミックスから乖離した場合は、別紙に定めるリバランス（資産配分の調整）ルールに則り、速やかに調整することとする。

② 投資対象毎のリスク管理

(ア) 基本的な投資対象資産

政策アセットミックスを構成する基本的な投資対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国部式、短期金融資産、及び第五の資産とする。また、投資対象とする有価証券は、その発行体、発行条件、流動性等に関する調査・分析に基づき適切に投資対象銘柄の分散化に努めるものとし、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等について慎重に管理する。

(イ) 第五の資産へ投資を行う場合の留意事項

・ 第五の資産の定義

第五の資産とは、「株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資」をいう。

・ 第五の資産への投資の目的

第五の資産への投資は分散投資効果による当基金ポートフォリオ全体の運用の効率性の向上を図ることを目的とする。

・ 政策アセットミックスにおける第五の資産の位置付けとその割合

（※具体的な割合は、別紙に記載）

第五の資産へ投資を行う場合は、当該資産の位置付けや政策アセットミックスにおける割合を明確にするものとし、分散投資状況について十分留意する。

・ 第五の資産のリスクに関する事項

第五の資産への投資にあたっては、伝統的資産の運用に見られない仕組みや伝統的資産に比べて流動性が低いこと、時価評価の等明細や情報開示のレベルが異なることなど、それぞれのリスクに十分留意するものとする。

(ウ) 第五の資産への投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略について

第五の資産への投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略への投資は、リターン源泉、リスク、時価算出の方法やプロセス、情報開示体制、運用報酬等のコスト等を確認した上で行うものとし、個別運用戦略毎には、以下の点にも留意する。

- ・ 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資
ファンド監査の有無、当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係・資本関係
- ・ 先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資
レバレッジによるリスク
- ・ 証券化手法を用いた商品への投資
証券化における原資産の特性を含む、当該商品の仕組みと内在するリスク
- ・ ファンド・オブ・ヘッジファンズ
各運用戦略の相関関係等
- ・ 未公開株（プライベート・エクイティ）や不動産、インフラストラクチャー投資等
換金条件等の流動性
- ・ その他資産
商品特性に応じて、運用会社、及び運用手法、投資対象商品のリスクリターン特性、流動性、評価方法等について慎重な検討を行い、その結果を踏まえて商品選定するものとする。

③ 運用受託機関毎のリスク管理

運用受託機関は、本運用基本方針及び個別に提示する運用ガイドライン（運用指針）の内容を理解した上でこれを遵守し、適切に運用業務を遂行しなければならない。当基金は、その遵守状況、及びオペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク等も踏まえて総合的に運用受託機関毎のリスク管理を遂行するものとする。

6. 運用受託機関の選任

(1) 当基金は、投資対象資産区分毎に運用スタイル・手法の分散を勘案し、適切な運用受託機関を選択し、各運用受託機関に対し運用基本方針及び運用ガイドラインを提示する。なお、運用受託機関の選定にあたっては、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、8. に定める評価に基づき行うものとする。

(2) 特に第五の資産にかかる運用受託機関の選定にあたっては、以下の事項に留意する。

- ①組織体制（組織の概況、意思決定プロセス、コンプライアンス等の内部統制体制、監査体制等）

②財務状況等（財務状況の推移や運用受託実績の推移等）

(3) 当該選定において、特定の運用受託機関に対する資産運用の委託が当基金の資産全体から見て過度に集中しないようにしなければならない。但し以下の場合、その例外とするが、当該運用受託機関の信用リスク等に留意するものとする。

①特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合

②生命保険一般勘定契約等、元本確保型の資産に投資する場合

③コスト削減のためのパッシブ集約や負債ヘッジ運用集約など、その他合理的な理由がある場合

(4) 資産管理機関の選任にあたっては、年金資産が滅失または散逸することがないように、各資産管理機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理機関を選任するものとする。

7. 運用業務に関する報告の内容及び方法

運用受託機関は、以下の事項につき報告を行う他、受託者責任を踏まえ、年金資産の管理及び運用に関する情報を提供するものとする。

(1) 報告書

運用受託機関に対しては、年金資産の運用に関し、残高状況、損益状況、取引状況、パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等について、原則として四半期毎に報告書の提出を求めるものとする。また、運用方針、運用手法を変更する場合には、原則として事前の通知及び説明を求める他、必要に応じて当基金の指示に基づいた報告を求めるものとする。

(2) ミーティング

当基金と運用受託機関は、原則として四半期毎に年金資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

(3) その他報告事項

運用受託機関に契約書、本運用基本方針または運用ガイドライン等に反する行為があった場合は、直ちに当基金に報告を求め、対応策を協議するものとする。

8. 運用受託機関の評価基準

運用受託機関の評価は、定量的評価に投資哲学、運用体制等に関する定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として3年から5年とするが、運用成績が著しく不良である場合等はこの限りではない。

(1) 定量的評価

① 資産別の評価

資産別に算出した時価による収益率及びリスクを評価することにより行う。また、資産別に適切な市場ベンチマークを設定し、同一のベンチマークを評価対象とする。または同じ運用スタイルの運用受託機関毎に収益率及びリスクについて比較評価を行うなど、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。

② 資産全体の評価

運用受託機関の資産全体で算出した時間加重収益率と複合ベンチマーク等と比較することなどにより行う。

(2) 定性的評価

各運用受託機関の運用についての基本的な考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などに関して総合的に評価を行うものとし、投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス等に留意しなければならない。その際、実際の投資行動との整合性についても考慮する。

(3) ベンチマーク

定量的評価に使用する資産別のベンチマークは下表のとおり定める。但し、運用スタイルにより個別のベンチマークを定めることが適切と判断された場合は、下表とは別のベンチマークを付与することもある。

資 産	ベンチマーク
国内債券	NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス総合
国内株式	東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
外国債券	シティ世界国債インデックス (日本を除く/円ベース)
外国株式	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当再投資/税引前/円ベース)
短期資金	コール・ローン(翌日物/無担保)

※第五の資産においては、運用受託機関と協議のうえ、運用戦略の特性等を踏まえ、定量評価の基準をできるだけ設定するものとする。

9. 運用業務に関し遵守すべき事項

運用受託機関に対する個別委託内容については、運用ガイドラインに定めることとし、以下の事項と併せて遵守を求めるものとする。

(1) 全般

- ① 運用受託機関は投資哲学及びこれに基づく運用プロセス・手法等を予め明確にし、運用結果等のディスクロージャーを十分に行うこと。
- ② 運用受託機関は、運用ガイドラインに定める時価ベースの資産配分通りに投資し、許容乖離幅の範囲内で運用を行うこと。キャッシュフローや時価変動等やむを得ない理由により許容乖離幅を超過する場合には、事態発生後可及的速やかに許容乖離幅の範囲内に収めること。
- ③ 指定された投資対象における投資可能範囲は、以下(2)～(6)及び短期資産とする。なお、別途投資対象が指定されている場合はその限りではない。
- ④ デリバティブの利用は専ら債券、株式、外国為替等の価格変動リスクの一時的なヘッジ(いわゆる売りヘッジ)又は、原資産の代替(いわゆる買いヘッジ)、あるいは年金資産の変動リスク抑制や負債ヘッジ等、ポートフォリオ全体の効率的なリスク管理を目的とし、原資産の変動性(含む積立水準の変動性)を過度に高めるような投機

的な取引は行わないこと。ただし、デリバティブの活用につき合理的な理由があり、当基金が認める場合においてはこの限りではない。

- ⑤ 資産管理を委託されている運用受託機関においては受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、善良なる管理者の注意をもって証券類の保管、資金決済業務に当たること。
- ⑥ 運用受託機関は、運用業務を遂行する上で発生する売買執行において、基金にとって何が最良執行なのかを常に念頭に置きながら総取引コストが最小になるよう努めなければならない。また、取引会社等の選定、取引手法選択等の観点から総合的に判断し、基金にとって最も有利と考えられる条件を選択することとする。
- ⑦ 法令、契約書、及び運用ガイドラインの遵守等内部統制体制の整備等に努めること。

(2) 国内債券

- ① 投資対象は円建ての債券とする。
- ② アクティブ運用の場合は、債券の格付け、クーポン、償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択し、かつ、特に指示のない限り、発行体、残存期間等について適切な分散化を図ること。

(3) 国内株式

- ① 投資対象は、原則として国内の各証券取引所において公開されている株式とする。また、国内株式市場に新規に市場が創設された場合（外国部は含まない）は投資対象とすることができる。
- ② アクティブ運用の場合は、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査、分析を行った上で銘柄選択を行うこと。
- ③ 業種、銘柄等は、特に指示のない限り、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。
- ④ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ⑤ 信用取引は行わないこと。

(4) 外国債券

- ① 投資対象は原則として外貨建ての債券とする。
- ② アクティブ運用の場合は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポン及び償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、特に指示のない限り、運用手法に応じて発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること。

(5) 外国株式

- ① 投資対象は、原則として外国の各証券取引所又は店頭市場において公開された外貨建ての株式とする。
- ② アクティブ運用の場合は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択すること。ただし、直接現株式を購入することに何らかの制約がある場合等、合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容する。

- ③ 投資対象国、通貨、業種、銘柄等については、特に指示のない限り、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。
- ④ 信用取引は行わないこと。

(6) 第五の資産

上記各資産との相関や収益率の安定性等に着目するとともに、投資対象の格付けや発行条件、投資対象企業の経営内容などにつき十分な調査を行うこと。また、これらの運用にかかわる重要事項については、事前に当基金は受託機関と十分に協議を行うこととする。

10. その他運用業務に関し必要な事項

(1) 運用基本方針及び運用ガイドラインに沿った運用

- ① 運用受託機関は、本運用基本方針に係る事項ならびに別途提示する資産構成割合の基準及び許容乖離幅等を記載した運用ガイドラインに沿った運用を行うものとする。なお、生命保険会社については、投資対象別運用を行う場合は上記のとおり取り扱うものの、一般勘定もしくは第一特約（総合口）の契約による運用を行う場合は、運用ガイドラインの提示は行わないこととする。
- ② 運用受託機関は、運用基本方針及び運用ガイドライン等に反する行為があった場合、直ちに当基金に報告を行うこと。

(2) 当基金は、必要に応じて本運用基本方針の変更を行うものとする。内容を変更した場合は、運用受託機関等に対して文書等により提示、または交付するものとする。

(3) 本運用基本方針及び運用ガイドライン等に関して運用受託機関として意見がある場合は、これを申し出ることが出来る。これにより運用受託機関の運用スタイル、手法が重大な制約を受けることがないよう、個別に当基金と協議のうえ解決するものとする。

(4) 資産管理機関に対しても、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等にかかる年金資産の運用状況の報告を求める。

(5) 運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講するように努める。

附 則

本運用基本方針は平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

本運用基本方針は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本運用基本方針は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【政策アセットミックス】

資産クラス	目標構成比	許容乖離幅
リスク資産	40%	±10%
内外株式	20%	—
第五の資産	20%	—
安定資産	60%	±10%
(*) 内外債券等	55%	—
短期資産	5%	—
合 計	100%	—

*内外債券等には生保の一般勘定及びその他代替商品等を含むものとする。

【リバランスルール】

※上表の政策アセットミックスを当基金が長期的に維持すべき運営上の中心値とし、時価変動等による資産構成割合の乖離は、上表で設定する許容乖離幅の範囲内において許容するものとする。

※当基金は、政策アセットミックスと実際の時価構成割合を四半期末毎に確認するものとし、上表で設定する許容乖離幅の上下限值を超えている場合は、許容乖離幅内に納まるように調整（リバランス）を行うものとする。

※上記リバランスの実施に関しては、目標とする構成比から最も乖離が大きい資産クラスから順に対象とするが、第五の資産のうち機動的な売却が困難なものについては、この限りではない。